

事業計画書目次

[建築局]

11 款 1 項 4 目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和7年度		令和6年度		増△減		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	工事監理費	27,193	10,292	25,103	8,202	2,090	2,090	
2	脱炭素社会の実現に向けた公共建築物推進事業	19,750	19,750	11,700	11,700	8,050	8,050	○
	計	46,943	30,042	36,803	19,902	10,140	10,140	

令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	営繕企画課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1	
歳出予算科目	一般会計	11 款	1 項	4 目	政策番号	38 施策番号	3
事業名称	工事監理費						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	27,193	0	0	16,901	0	10,292
令和6年度	25,103	0	0	16,901	0	8,202
増▲減	2,090	0	0	0	0	2,090

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	25,596	25,540	27,193	27,193	27,193
	市債+一般財源	4,547	7,694	10,292	10,292	10,292
決算	事業費	18,758	22,878			
	市債+一般財源	5,395	2,065			

事業概要 (アクティビティ)
 営繕担当職員がいない区局(資源循環局、港湾局、水道局、交通局以外)が所管する公共建築物の新築・改修工事等に伴う設計や工事監理等の業務に必要な事務費。
 優良な公共建築物等の設計者や専門工事業者の表彰。
 効率的に業務を実施するための営繕業務のICT化環境整備。

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
BIM基本研修の参加数	単位	目標	3	3	3	3	3	3	3
	人	実績	2	2					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
BIMを用いた業務数	単位	目標	12	13	14	15	17	19	21
	件	実績	11	14					

事業目的
 建築局では、営繕担当職員がいない区局(資源循環局、港湾局、水道局、交通局以外)が所管する公共建築物の新築・改修工事等に伴う設計や工事監理等の業務を行っています。工事監理費は、これらの業務に要する公共建築部5課における事務費が中心の事業費であり、各区局が発注する工事の契約額から算出される事務費の60%を事業の財源としています。
 また、公共建築物の品質を確保し市民サービスの向上を図ることを目的として、公共建築物等の設計者や専門工事業者の表彰を実施しています。
 さらに、建設業界のICT化や、ウィズコロナ時代に対応し、継続して効率的に業務を実施するために、営繕業務のICT化環境を整えていきます。具体的には、設計・工事の監督員業務において①タブレット端末台数の増加、②BIM(※)の活用に向けた検討、③WEB研修実施の準備、④積算精度の向上や積算業務の効率化を目的とした積算チェックシステムの導入を中心に取り組みます。
 (※)BIM(Building Information Modeling)とは、コンピュータ上に作成した3次元モデルの形状に、材料や部材の仕様・性能、コスト、仕上げ等の建築物の情報を追加させて構築したものです。

背景・課題
 工事監理費は、各区局からの工事監理委託料を事業の財源として各区局の工事に係るサポートを行うとともに、優良業者への表彰事業を行うなど公共建築物の品質を確保し、業界のICT化を進められるよう、ソフトウェアの導入やハードウェアの確保を進めなくてはなりません。

根拠法令・方針決裁等

根拠・データ等
 【表彰実績】優良設計者 5件(R5年度)、6件(R4年度)、5件(R3年度)、7件(R2年度)
 優良専門業者 18件(R5年度)、21件(R4年度)、17件(R3年度)、15件(R2年度)
 【BIM導入に関する国土交通省の動向】
 ・平成22年 官庁営繕事業におけるBIM導入プロジェクトの開始
 ・平成26年 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン策定(平成30年改定)
 ・令和元年 建築BIM推進会議の設置(6月)、建築BIM環境整備部会の設置(10月)
 ・令和2年 「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン(第1版)」
 ・令和5年 「官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン」改定

事業スケジュール

事業開始年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	工事監理費	27,193	25,103	2,090	事務事業の見直し
細事業合計		27,193	25,103	2,090		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。
 課長 飯村 智 係長 三木 敢 木原 匠

令和7年度 事業計画書

事業局課	建築局	営繕企画課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	11	款	1	項	4	目	政策番号	18	施策番号	6
事業名称	脱炭素社会の実現に向けた公共建築物推進事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	19,750	0	0	0	0	19,750
令和6年度	11,700	0	0	0	0	11,700
増▲減	8,050	0	0	0	0	8,050

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	11,200	9,700
	市債+一般財源	11,200	9,700
決算	事業費	6,817	8,894
	市債+一般財源	6,817	8,894

令和8年度	令和9年度	令和10年度
13,750	13,750	13,750
13,750	13,750	13,750

事業概要 (アクティビティ)	「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、公共建築物の木造化、内装仕上げの木質化を推進し、積極的な県産木材・地域材等の利用を行うこと、及び木材利用の普及啓発を行うとともに、公共建築物の脱炭素化を推進するため、環境配慮基準の見直しを検討します。また、公共建築工事の廃棄物抑制・炭素固定化に伴う脱炭素化を目指して、学校体育館から発生する木材フローリング古材のアップサイクルやGREEN×EXPO2027における仮設建築物の建材再利用の取組を進めます。							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
木材利用促進研修会	単位	目標	80	50	60	60	60	60	60
	人	実績	80	50					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
小規模建築物木造化完了件数	単位	目標	0	0	3	3	3	3	3
	棟	実績	0	0					

事業目的	『横浜市建築物における木材の促進に関する方針』を踏まえ、公共建築物だけではなく民間建築物も対象に、より一層の木材利用を推進していく。公共建築物の脱炭素化を推進するため、環境配慮基準の見直しを検討する。アップサイクル等の取組を進め、周知啓発を行うことで脱炭素に向けた市民の行動変容につなげていく。
------	---

背景・課題	脱炭素社会の実現に向けて、国を含めた地方自治体等の公的機関による率先した取組が求められている中、中期計画においては、脱炭素の早期実現にむけて「市役所が率先し、市民・事業者の皆様とともに脱炭素行動を促進」することとしており、公共建築物の省エネ化を推進する必要がある。『横浜市建築物における木材の促進に関する方針』を踏まえて、公共建築物だけではなく民間建築物も対象に、より一層木材利用を推進する必要がある。公共建築物の改修や解体が行われる中、廃棄物の抑制や炭素の固定化に積極的に取り組む必要がある。
-------	---

根拠法令・方針決裁等	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針、横浜市の公共建築物における環境配慮基準
------------	---

根拠・データ等	令和3年『地球温暖化対策推進法』が一部改正。2050年までのカーボンニュートラルの実現が明記される。 令和3年『横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例』制定。 【木材利用】 平成22年に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、平成26年に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定、令和3年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」への改正に伴い、令和4年「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定。 【環境配慮基準】 平成26年「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」制定、平成28年及び令和5年改正。 令和3年（閣議決定）政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画 令和4年（全国知事会）脱炭素・地球温暖化対策行動宣言
---------	--

事業スケジュール	(木材利用促進研修会) 4～10月 研修会準備、10月 研修会実施 (ガイドライン改定) 4～5月 設計書作成、6～7月 委託業者選定、契約、8～3月 委託期間 (ZEB化検証設計) (前年度 設計書作成)、4～5月 契約、6～3月 設計期間 (木材アップサイクル) 4～5月 設計書作成、6～9月 委託期間 10～3月 周知・啓発活動 (博覧会建材再利用) 4～5月 サプライヤー調整 6～7月 設計書作成 8～9月 委託業者選定、契約、10～3月 委託期間
----------	--

事業開始年度	令和2年度
--------	-------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
1	既存施設のZEB化改修検討事業	0	3,000	▲3,000	令和7年度は公共建築物長寿命化対策事業に対応
2	木材利用促進・脱炭素推進事業	19,750	8,700	11,050	新規拡充による増(公共建築物の省エネ化を推進、廃棄物抑制や炭素固定化の進展)
細事業合計		19,750	11,700	8,050	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 飯村 智	係長 中口 岳宙	松原 宏樹
------------------------------------	------------	-------------	-------